表十二ハリウッド美容専門学校美容専門課程高度専門科（昼間部）の項及びハリウッド美容専門学校美容専門課程高度専門科（夜間部）の項中「平成二十年三月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

ＨＡＬ東京テクノロジ専門課程ＷＥＢ開発学科	平成二十五年三月一日
ＨＡＬ東京テクノロジ専門課程カーデザイン学科	平成二十五年三月一日
ＨＡＬ東京テクノロジ専門課程ゲーム開発学科	平成二十五年三月一日
ＨＡＬ東京テクノロジ専門課程ゲーム制作学科	平成二十五年三月一日
ＨＡＬ東京テクノロジ専門課程ゲームデザイン学科	平成二十五年三月一日
ＨＡＬ東京テクノロジ専門課程高度情報処理学科	平成二十五年三月一日
ＨＡＬ東京テクノロジ専門課程ＣＧデザイン学科	平成二十五年三月一日
ＨＡＬ東京テクノロジ専門課程情報セキュリティ学科	平成二十五年三月一日
ＨＡＬ東京テクノロジ専門課程デジタル映像学科	平成二十五年三月一日
ＨＡＬ東京テクノロジ専門課程ミュージック学科（４年制）	平成二十五年三月一日
ＨＡＬ東京テクノロジ専門課程ロボティクス学科	平成二十五年三月一日

表十二を表十三とし、表十一を表十二とし、表十を表十一とする。

表九専門学校群馬自動車大学校自動車整備専門課程一級自動車整備科の項の次に次のように加える。

高崎医療技術福祉専門学校医療専門課程作業療法学科	平成二十二年三月一日
高崎医療技術福祉専門学校医療専門課程理学療法学科（１部）	平成二十二年三月一日
高崎医療技術福祉専門学校医療専門課程理学療法学科（２部）	平成二十二年三月一日

表九を表十とする。

表八マロニエ医療福祉専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

マロニエ医療福祉専門学校教育・社会福祉専門課程福祉心理学科	平成二十五年三月一日

表八を表九とし、表七を表八とする。

表六郡山健康科学専門学校医療専門課程作業療法学科の項の前に次のように加える。

今泉女子専門学校家政専門課程プロフェッショナル科	平成二十四年三月一日

表六国際情報工科専門学校工業専門課程１級自動車工学科の項中「平成二十年三月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

専門学校国際情報工科大学校工業専門課程１級自動車工学科	平成二十一年四月一日

表六を表七とし、表五を表六とする。

表三仙台医療技術専門学校医療専門課程理学療法学科Ⅱ部の項の次に次のように加える。

仙台大原簿記公務員専門学校商業実務専門課程税理士会計学科（４年課程）	平成二十三年三月一日

表三を表四とし、表二の次に次のように加える。

表三　岩手県に所在する専修学校の専門課程

名称	文部科学大臣が定める日
盛岡情報ビジネス専門学校工業専門課程ＩＴエキスパート科	平成二十二年三月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第三十九号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

文部科学大臣　川端　達夫

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の㈠の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四九一	一、〇〇二	六六四	一二、二七五（九、八〇〇）	三、四九〇（一、八二九）

別表第一の一の㈠の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	三六	七一七	一四一	六、八三五（五、〇九〇）	一、八〇五（六六〇）

別表第一の一の㈠の表中合計の項を次のように改める。

合計	五二七	一、七一九	八〇五	一九、一一〇（一四、八九〇）	五、二九五（二、四八九）

別表第一の一の㈡の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七三七	一、三四五	九七〇	一四、二一九（一一、〇六一）	三、八二九（一、八九一）

別表第一の一の㈡の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	七〇	一、四三三	二七九	九、一五七（六、五四五）	二、四五二（六六〇）

別表第一の一の㈡の表中合計の項を次のように改める。

合計	八〇七	二、七七八	一、二四九	二三、三七八（一七、六〇六）	六、二八一（二、五五一）

別表第一の二の㈠の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二三八	三二一	二六三

別表第一の二の㈠の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	一〇	二一六	四三